

# 北九州市オレンジプラン(素案)

平成27年1月26日

保健福祉局 認知症対策室

# —目次—

<b>1 計画策定の趣旨</b>	・・・・・・・・・・	1
(1) 認知症高齢者の増加		
(2) これまでの取組み		
(3) 認知症対策の課題		
(4) 官民の垣根を越えた認知症対策の推進		
<b>2 計画の位置づけ</b>	・・・・・・・・・・	2
(1) 官民協働の認知症対策		
(2) 国の計画との関係		
<b>3 計画期間</b>	・・・・・・・・・・	2
<b>4 計画の基本的な考え方</b>	・・・・・・・・・・	2~3
(1) 計画の基本理念		
(2) 計画の基本方針		
(3) 計画策定にあたっての取組み		
<b>5 計画の体系図</b>	・・・・・・・・・・	4
<b>施策の方向性 1 認知症予防の充実・強化</b>	・・・・・・・・	5~9
(1) 基本的な考え方		
(2) 市民の予防に関する知識と意識の向上		
(3) 生活習慣病予防・介護予防と一体的な取り組みの推進		
<b>施策の方向性 2 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築</b>	・・・・	10~13
(1) 基本的な考え方		
(2) 早期発見・早期対応		
(3) 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築		
(4) 医療と介護の連携強化		
(5) 医療・介護サービスを担う人材の育成		
<b>施策の方向性 3 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化</b>	・・・・	14~19
(1) 基本的な考え方		
(2) 認知症の正しい知識の普及促進		
(3) 介護家族への支援		
(4) 認知症高齢者の安全確保		
(5) 地域での日常生活の支援		
<b>施策の方向性 4 身近な相談と地域支援体制の強化</b>	・・・・・・・・	20~23
(1) 基本的な考え方		
(2) 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実		
(3) 保健・医療・福祉・地域の連携強化		
<b>施策の方向性 5 若年性認知症施策の強化</b>	・・・・・・・・	24~25
(1) 基本的な考え方		
(2) 早期発見・早期診断		

(3) 若年性認知症の支援体制の強化

**施策の方向性6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進** . . . . . 26~27

- (1) 基本的な考え方
- (2) 協働の取り組みの推進

**施策の方向性7 権利擁護・虐待防止対策の推進** . . . . . 28~30

- (1) 基本的な考え方
- (2) 高齢者の権利擁護の推進
- (3) 高齢者の虐待防止対策の推進

**6 計画を実施していくための各種取り組み** . . . . . 32~33

## 〔資料編〕

**1 本市の認知症を取り巻く状況** . . . . . 36~39

- (1) 高齢化率の推移（全国との比較）
- (2) 認知症高齢者数の推移
- (3) 認知症高齢者の状況
- (4) 要介護認定者の認知症自立度の状況
- (5) 認知症高齢者の将来推計（全国との比較）
- (6) 認知症高齢者の居場所（全国との比較）
- (7) 若年性認知症の人の状況
- (8) 徘徊高齢者・行方不明者件数
- (9) 高齢者の振り込め詐欺の相談の状況

**2 今後の課題** . . . . . 40~46

- (1) 認知症予防
- (2) 軽度の認知症
- (3) 中・重度の認知症
- (4) 若年性認知症
- (5) 権利擁護・虐待防止
- (6) 介護者の負担
- (7) 認知症施策への要望
- (8) まとめ

## その他

1 計画の推進について . . . . . 47

2 北九州市オレンジ会議 構成員 . . . . . 48

3 「北九州タクシー協会」「福岡県警察」「北九州市」の連携協力協定 . . . . . 49

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 認知症高齢者の増加

本市の要介護認定者の認知症自立度別データ（各年9月末）において認知症自立度Ⅱ以上と判定された認知症高齢者は、平成15年は17,100人でしたが、平成25年には33,992人となっており、10年間で約2倍に増加しています。

また、本市は政令指定都市の中で最も高齢化率が高く、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる平成37年よりも5年早く平成32年には、高齢者人口が28万人を越えるピークを迎え、そのうちおよそ4万人以上の人が高齢者であるとの予測が出ています。

さらに、平成25年6月に公表された、厚生労働科学研究 筑波大学朝田教授の「認知症有病率等調査」（厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業）によれば、認知症の前段階である軽度認知障害（MCI）の人は、高齢者の約13%と推測されており、これを本市にあてはめると、本市における軽度認知障害（MCI）の高齢者数は約3万人と推計されます。今後、高齢化の進展に伴って、これらの数はさらに増加していくことが予測されます。

### (2) これまでの取り組み

本市では平成5年4月に高齢化社会に対応するまちづくりのマスタープラン「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、この実施計画の中で、様々な認知症対策を進めてきました。平成18年3月には、新たに「北九州市高齢者支援計画」を策定し、現在まで第二次、第三次と続く計画の中で、総合的な認知症対策に取り組んできました。

また、平成24年度に「認知症に関する意識及び実態調査（以下、「認知症実態調査」という。）」を実施する等、本市の認知症を取り巻く状況や課題を把握するよう努めてきました。

### (3) 認知症対策の課題

これまでの取り組みや平成25年度に実施した「北九州市高齢者等実態調査（以下、「高齢者等実態調査」という。）」の結果等から、「認知症予防意識の向上」、「医療と介護の連携体制の強化」、「認知症に対する正しい理解」、「介護家族への支援」といった課題があることが分かりました。

本計画を策定するにあたってはこうした課題を十分に踏まえるとともに、65歳未満で発症する若年性認知症対策も重要となります。

### (4) 官民の垣根を越えた認知症対策の推進

高齢化が進む本市において、認知症対策は重要なテーマの一つであり、積極的に推進する必要があります。しかし、行政が主導し策定した計画に沿って対策を進めるだけでは十分でないと考えられることから、官民の垣根を越えた連携のさらなる推進を図るため、「北九州市認知症施策推進計画（通称：北九州市オレンジプラン）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 官民協働の認知症対策

本計画は、平成 27 年度からスタートする「第四次北九州市高齢者支援計画《計画期間：平成 27 年度～平成 29 年度》（以下、『第四次高齢者支援計画』という。）」の認知症対策に関わる分野を基本に、「北九州市認知症施策推進会議（通称：北九州市オレンジ会議）」における意見も取り入れた本市における官民の認知症対策の方向性を示すものです。

### (2) 国の計画との関係

国は、平成 24 年 9 月に「認知症施策推進 5 か年計画（通称：オレンジプラン）」を公表し、各自治体において、この計画に沿った認知症対策事業の計画の策定と実施を求めました。

さらに、平成 27 年 1 月には、今までの計画を見直し、新たな国家戦略として「認知症施策推進総合戦略」（通称：新オレンジプラン）を公表し、今後、関係府省庁が連携し、認知症高齢者等の日常生活全体を支えるように取り組んでいくこととしました。この計画では、「認知症の人やその家族の視点の重視」「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」等をその考え方の中心に据えて、様々な関係者が連携して対策を推進していくように求めています。

本市では、このような考え方を「地域包括ケアシステム」の構築を目指す中で取り込んでおり、「北九州市オレンジプラン」は、**認知症の人とその支援者の地域生活を支えるための事業**についての、具体的な実施計画としての位置付けとなっています。

## 3 計画期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

### 《参考》

国の「オレンジプラン」の期間（平成 25 年度～平成 29 年度）

国の「新オレンジプラン」の期間（平成 27 年度～平成 29 年度）

「第四次高齢者支援計画」の期間（平成 27 年度～平成 29 年度）

## 4 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の基本理念

この計画の目指すもの、つまり基本理念として、予防をはじめとして認知症に対する正しい知識を習得し、認知症の人やその家族をはじめ、全ての市民にとって暮らしやすい都市となるように、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を掲げていきます。

## (2) 計画の基本方針

「第四次高齢者支援計画」の基本目標に掲げている「地域全体で支え合い、ずっと健やかに暮らせる安全・安心なまちづくり～地域包括ケアシステムの構築～」を実現するためには、認知症対策を総合的に推進していくことが大変重要です。

そのため、本市の認知症対策は、行政のみならず、地域、保健・医療・福祉関係者、民間企業、市民団体、NPO 等がしっかりとスクラムを組み協働で取り組んでいく必要があります。

本計画では、こうした考えをもとに、上記の基本理念を実現するため4つの基本方針を定め、各施策・事業を実施することとしています。

## (3) 計画策定にあたっての取組み

計画の策定にあたり、各区での「地域ふれあいトーク」、パブリックコメント、関係団体との意見交換会、家族の会をはじめとする多くの市民・民間団体のみなさんとの意見交換を行いました。

こうした動きに加え、地域・民間・行政が一体となった取組みについて、官民の垣根を越えて様々な分野の方々が参加した「北九州市認知症施策推進会議（通称：北九州市オレンジ会議）」において議論を深め、多様な視点に基づいた意見を取り入れたものとなっています。

## 5 計画の体系図

### <基本理念>

市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる  
『みんなで支えあうまち』

### <基本方針>

- 1.市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する
- 2.認知症の状態に応じた認知症の人とその家族を支援するための仕組みづくり(連携強化)
- 3.認知症の人とその家族を地域で支える人材を育成する
- 4.高齢者の権利・尊厳を尊重する

### 施策の方向性

#### 1 認知症予防の充実・強化

○市民の予防に関する知識と意識の向上 ○生活習慣病予防・介護予防と一体的な取り組みの推進

#### 2 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築

○早期発見・早期対応 ○地域での生活を支える医療・介護サービスの構築 ○医療と介護の連携強化 ○医療・介護サービスを担う人材の育成

#### 3 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化

○認知症の正しい知識の普及促進 ○介護家族への支援 ○認知症高齢者の安全確保 ○地域での日常生活の支援

#### 4 身近な相談と地域支援体制の強化

○地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実 ○保健・医療・福祉・地域の連携強化

#### 5 若年性認知症施策の強化

○早期発見・早期診断 ○若年性認知症の支援体制の強化

#### 6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

○協働の取り組みの推進

#### 7 権利擁護・虐待防止対策の推進

○高齢者の権利擁護の推進 ○高齢者の虐待防止対策の推進

## 施策の方向性1 認知症予防の充実・強化

### (1) 基本的な考え方

誰もが加齢に伴い、一度習得した認知機能（記憶力・判断力）が徐々に低下していきます。認知症とはこの一度習得した認知機能（記憶力・判断力）が後天的な障害（疾患、事故など）によって、著しく低下し、日常生活に支障が生じるようになった状態をいいます。

しかし、すべての人に認知症の症状が現れるわけではありません。高齢期に認知機能（判断力・記憶力）が低下する原因は、加齢や脳の機能を使わないことによるもの、病気によるもの等があります。

認知症はその原因からいくつかの種類に分けられますが、約6割が「アルツハイマー型認知症」といわれています。これは、脳の血管の柔軟性が失われて老廃物が脳に溜まり、脳の細胞が壊れることにより起こるものです。また、約2割を占める「血管性認知症」は、脳の血管が詰まったり、狭くなったりすることにより血液の流れが減少し、その先の脳細胞が壊れることにより起こります。

このような脳血管の変化や老廃物の蓄積は、壮年期ごろから始まり、10年から20年を経て高齢期になって認知症が発症するといわれています。また、50歳代の高血圧や高血糖などが認知症の発症に強く影響することも分かってきました。

認知症ではないが、まったく健康な状態でもない、その中間にある状態を「軽度認知障害（MCI）」といいます。「軽度認知障害（MCI）」は、そのまま認知症に進行する場合、改善する場合、維持できる場合があります。したがって、この段階で認知症を予防することが大切といわれています。

認知症が発症する時期をできるだけ遅くするためには、高齢者をはじめ、全ての市民が認知症について正しい知識を持ち、認知症予防のために適切な生活習慣（食生活、禁煙、運動、睡眠、節酒、知的活動など）に努めることが大切です。

また、今後、認知症の人の増加が予測される中、若い世代からの認知症予防対策も重要です。

### (2) 市民の予防に関する知識と意識の向上

認知症は予防することが可能な疾患であること、また、認知症になっても適切なケアと生活習慣の改善、治療等により進行の速度を遅らせることが大切であるという理解できるように、一層の啓発や広報活動、学習機会の確保に取り組みます。

#### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	認知症を予防するための心と体の健康づくり事業 (保健福祉・認知症対策室)	地域住民が主体的に認知症予防に取り組むことができるように、認知症予防のための活動支援を行う人材である「認知症予防ファシリテーター」を養成するとともに、生活習慣病予防の視点を取り入れた教室や講演会を実施します。

2	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の正しい理解と啓発のため、ハンドブックの作成や街頭啓発などを行います。また、認知症の早期発見を図るため、市民が簡単にチェックできるツールを作成します。
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.19)

### (3) 生活習慣病予防・介護予防と一体的な取り組みの推進

認知症を予防するには、脳の血管を守ること、脳の細胞を活性化させることが大切といわれており、これは、生活習慣病予防・介護予防と同様です。生活習慣病予防対策や介護予防対策は長期的にみると認知症予防対策ともいえます。

本市では、平成 25 年に策定した「北九州市健康づくり推進プラン（計画期間：平成 25 年度～29 年度）」に基づき、生活習慣病予防、重症化予防、介護予防、健康づくりの各施策・事業を推進しています。今後、こうした取り組みを認知症予防施策・事業と一体的かつ総合的に進めていく拠点の整備を検討するとともに、各施策・事業をさらに充実させ、市民の生涯を通じた認知症予防対策を推進します。

#### [具体的な取り組み]

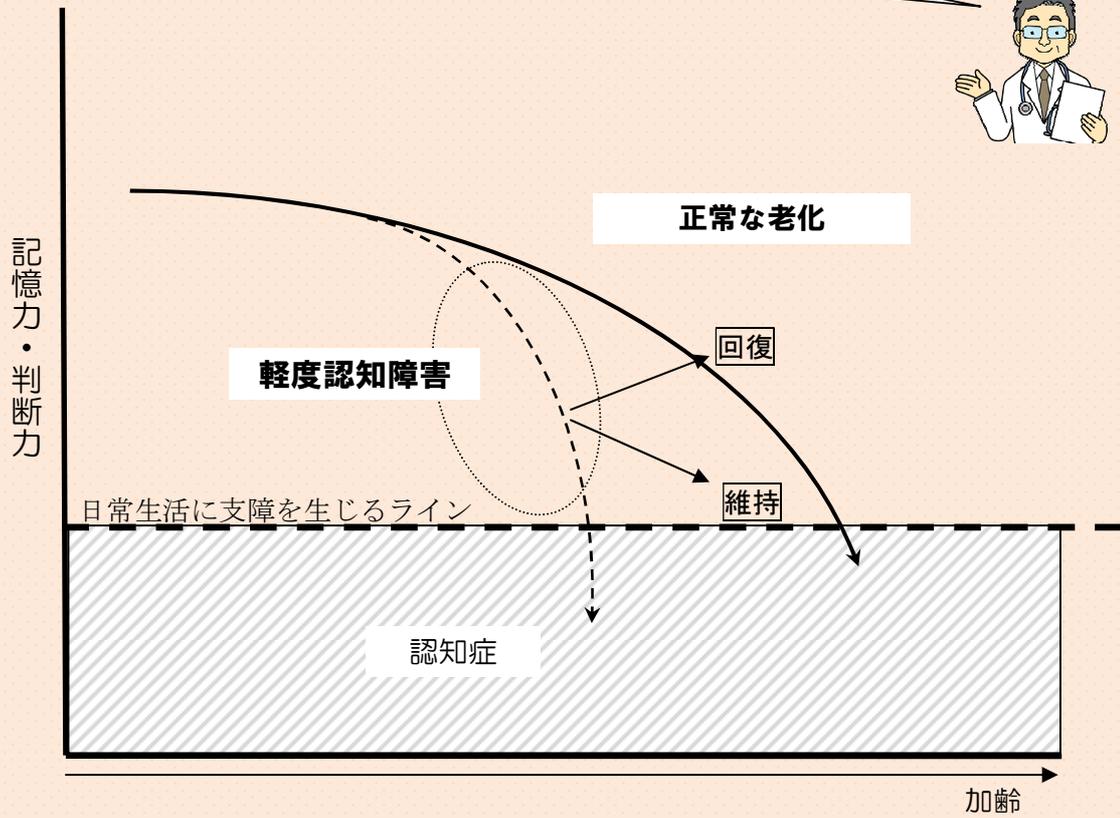
No.	事業名 (担当課)	事業概要
③ 3	認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点設置 (保健福祉・認知症対策室 ・健康推進課)	市民一人ひとりが認知症の予防や早期発見が重要であることを理解し、それらの活動を実践するために、認知症支援・介護予防を総合的に支援する拠点施設の設置を検討します。
4	健康教育 (保健福祉・健康推進課)	生活習慣病や慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの健康課題について、正しい知識の普及と健康意識の向上のために区役所等で集団健康教育を行います。また、生活習慣の改善等が必要な方に対して生活習慣病の予防・重症化予防のために個別健康教育を行います。

5	<p>北九州市国民健康保険特定健診・特定保健指導 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>生活習慣病を予防するための特定健診の受診率向上を図るとともに、特定保健指導を実施します。また、健診結果や医療費データ等を分析して健康課題を明確にした上で、特定保健指導非対象者にも、効果的な保健指導を行います。さらに、慢性腎臓病予防に向けて、健診結果からかかりつけ医・専門医とをつなぐ予防連携システムを継続して運用し、生活習慣病予防及び重症化予防を進めます。</p> <p>【特定健診受診率】 25年度：31.5%（暫定値）⇒29年度：60%</p> <p>【特定保健指導実施率】 25年度：集計中⇒29年度：60%</p>
6	<p>市民センターを拠点とした健康づくり事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が健康づくり推進員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。</p> <p>【実施まちづくり協議会数】 25年度：111 団体⇒29年度：136 団体</p>
7	<p>介護予防に関する普及・啓発事業 (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>介護予防への関心を高め、その重要性や正しい知識を広く周知し、高齢者が主体的に介護予防に取り組んでいただくため、講演会や新聞・リーフレットなどを活用したPR活動を行います。また、地域主体の介護予防を促進するため、健康づくり推進員等の活動支援やスキルアップ研修を実施します。</p> <p>【介護予防の意義の認知度の向上 ※「北九州市高齢者等実態調査」による】 25年度：32%⇒29年度：現状値より増加</p>

8	<p><b>百万人の介護予防事業</b> (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>本市が開発したひまわり太極拳（タイチー）やきたきゅう体操を通して介護予防の普及・啓発を図るとともに、高齢者が身近な地域で自主的かつ継続的に健康づくりに取り組めるよう、ひまわり太極拳（タイチー）普及員等の人材育成を図り、自主グループの活動を支援します。</p> <p>【普及教室の参加者数（単年度・実数）】 25年度：370人⇒29年度：430人</p> <p>【普及員の登録者数（累計）】 25年度：374人⇒29年度：690人</p>
9	<p><b>高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業</b> (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>運動のきっかけづくりとして高齢者の日常生活に必要な筋力の維持・向上を図ることを目的として、ストレッチなど自宅でも継続して取り組むことのできる運動を中心とした筋力トレーニング教室を開催します。</p> <p>【筋力向上トレーニング啓発教室の参加者数（単年度・実数）】 25年度：944人⇒29年度：1,000人</p>
10	<p><b>お口の元気度アップ事業</b> (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢者が「食べること」を通じて楽しみを感じるとともに、誤嚥・窒息防止、肺炎予防等を行うために、口腔機能の維持、向上の重要性や正しい知識、技術の普及啓発を行います。</p> <p>【口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている者（65歳以上）の割合】 29年度：63%</p>
11	<p><b>高齢者食生活改善事業</b> (保健福祉・健康推進課)</p>	<p>高齢者が「食べること」を通じて低栄養状態を予防し、自分に合った適正な食事量を把握するための正しい知識と技術の普及・啓発を、対象者のニーズに合わせて講話や調理実演、個別相談など様々な形態で行います。高齢者が参加しやすいように、地域の市民センターや区役所で開催します。</p> <p>【事業延参加者数】 25年度：8,710人/年間⇒29年度：8,800人/年間</p>
12	<p><b>高齢者支援のための地域づくり事業</b> (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</p>	<p>市民センターなどを拠点として、保健師とともに地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。</p>

参 考

若いころからの生活改善こそ最大の予防法！！



※ 認知症介護研究・研修東京センター 副センター長 須貝 佑一氏  
がウェクスラー(WAIS-R)成人知能検査の結果を基に作成した資料を引用

## 施策の方向性2 認知症高齢者の地域での生活を支える医療・介護体制の構築

### (1) 基本的な考え方

認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けていくためには、いかに早く認知症の人を必要な医療や介護サービスにつなげていくかが重要です。

また、医療から介護、もしくは介護から医療といった切れ目のない対応を図るために、両者の連携をさらに深めていくことも重要です。

特に、介入拒否や支援者不在等の困難事例の場合、状況に即して対応できる医療と介護の提供体制を構築する必要があります。それにより、在宅あるいは施設で、認知症の人や家族が安心して生活できる環境を整えることにつながります。

さらに、医療・介護従事者に対して今まで以上に認知症に対する理解を深めていくための人材育成も重要です。

### (2) 早期発見・早期対応

認知症は、早期発見・早期対応が重要であり、そのことを本人のみならず家族や周囲の人たちが理解し、必要な医療や介護サービスにつなげていくことが必要です。

そのため、市民誰もが認知症のチェックができて早期発見につながる仕組みづくりを進めます。

また、本市では、認知症に関して不安を感じた人やその家族が気軽に受診できるよう、平成12年度から認知症の専門外来として「ものわすれ外来」（平成25年度末：44 医療機関）を設置していますが、今後も「ものわすれ外来」とのさらなる連携を図りながら、かかりつけ医の認知症の対応力向上にも取り組み、認知症の予防から早期発見・早期対応までスムーズに行える受診体制の構築を目指します。

さらに、医療や介護に関する専門職が、認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を設置し、地域包括支援センターと連携して早期対応の強化に取り組みます。

### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
13	認知症の早期発見・早期対応 促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来（認知症についての外来窓口）」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、認知症サポート医、協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。 【「ものわすれ外来」協力医療機関数】 25年度：44 機関⇒29年度：44 機関

再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.2)
14	認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。 【認知症初期集中支援チームの設置数】 29年度：4 チーム
再	地域包括支援センター運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.36)

### (3) 地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

認知症の人の地域での生活を支えるためには、切れ目なく適切なタイミングで提供される医療・介護サービスが必要です。

本市では、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった支援体制を構築するため、ものわすれ外来協力医療機関の医師が順次、認知症サポート医となり、関係者と協力して地域で活動しています。

今後も、認知症の人への支援を強化するためにサポート医の養成を続けるとともに 24 時間対応を含めた在宅介護の支援体制の拡充を図っていきます。

また、認知症に起因する行動・心理症状に対応するため、認知症の人を受け入れる医療機関や介護施設と連携をとりながら、鑑別診断及び急性期対応、専門医療相談等を実施するための拠点である「認知症疾患医療センター」を増設し、市内全域で対応できる体制の構築に取り組みます。

#### [具体的な取り組み]

No.	事業名 (担当課)	事業概要
15	認知症疾患医療センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症に対する保健医療水準の向上を図るため設置した「認知症疾患医療センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症に関する鑑別診断、急性期医療、専門医相談、研修などを実施します。また地域における認知症ケア体制の強化を目指します。 【認知症疾患医療センターの設置数】 25 年度：1 か所⇒29 年度：4 か所

<b>⑩</b> 再	<b>認知症初期集中支援事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.14)
---------------	-------------------------------------	------------

#### (4) 医療と介護の連携強化

認知症の人が在宅生活を継続していくうえで、急性期対応はもちろんですが、病院等から退院した後の在宅生活を支援するため、往診できる医師等の派遣調整や在宅医療に関する診療所等の情報を、本人をはじめ介護者や関係者に提供する仕組みづくりが必要です。

そのため、ICT（情報通信技術）を活用する等、医療関係者と介護関係者が日頃から情報共有を行い、スムーズに連携して、医療・介護サービスを一体的に提供できる環境づくりに取り組めます。

#### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
16	<b>地域リハビリテーション連携推進事業</b> (保健福祉・保健医療課)	高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成を図るなど、保健・医療・福祉が密接に連携した地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組めます。 【地域リハビリテーションケース会議の参加者数】 25年度：850人⇒29年度：600人
再	<b>認知症啓発・早期発見事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.2)
<b>⑩</b> 再	<b>在宅医療・介護連携推進事業</b> (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.41)

#### (5) 医療・介護サービスを担う人材の育成

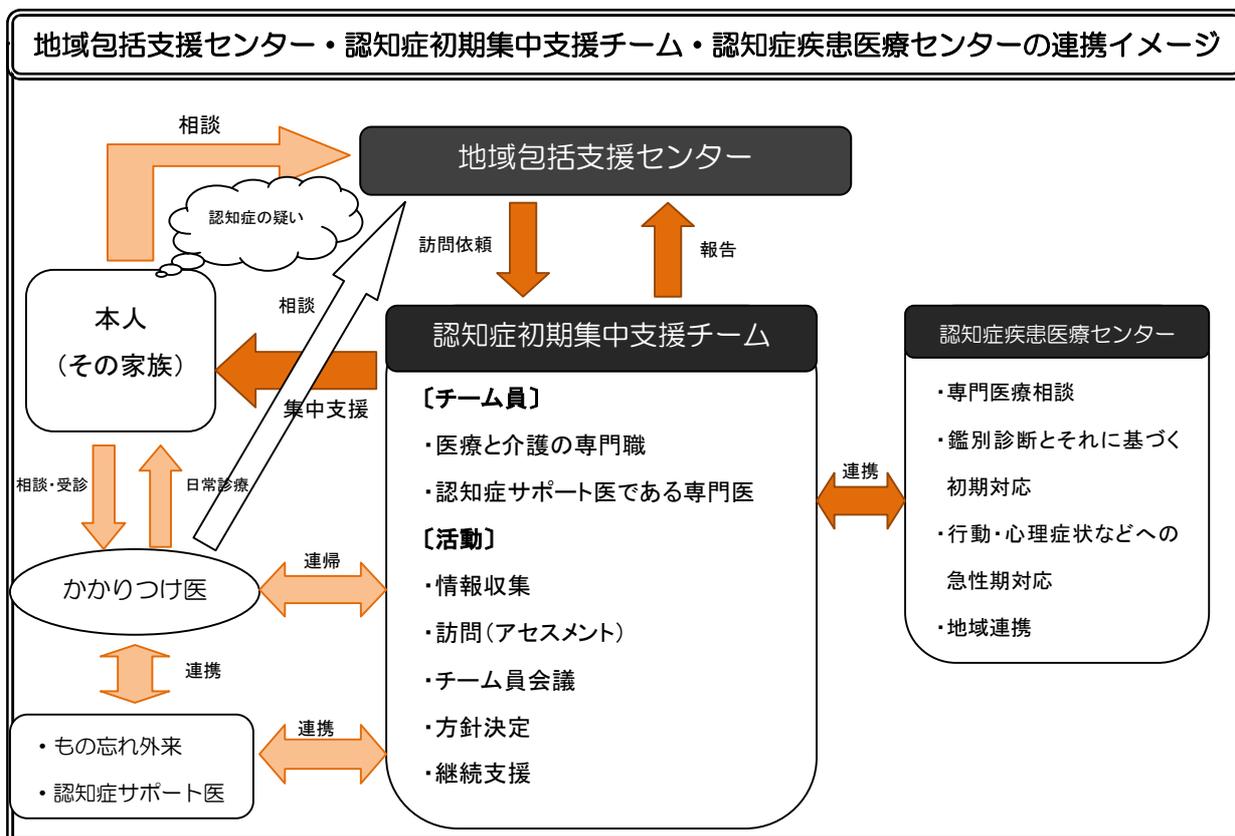
医療機関や介護施設の中には、人員体制が整わないことに加えてスタッフの認知症に対する理解が十分でないために、合併症等を有する認知症の人の入院や入所が困難な場合があります。

また、認知症の人に対するケアが標準化されず、個人的な経験に依拠するものや、介護サービスが必要な連携がされないまま提供されていることもあります。

そのため、医療・介護従事者の意識の向上や対応力の向上等に取り組めます。

〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
17	病院勤務者向け認知症研修事業 (保健福祉・認知症対策室)	病院勤務者に対し、認知症の人や家族に対応するために必要な基礎知識や、病院における認知症の人の手術や処置などの適切な実施の確保を図ることを目的とした研修を行います。 【研修受講者数（単年度）】 29年度：100人
18	認知症介護研修事業 (保健福祉・介護保険課)	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人及び介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。 【受講者数】 25年度：523人⇒29年度：540人
再	認知症の早期発見・早期対応促進事業 (保健福祉・精神保健福祉センター)	(再掲 No.13)
再	認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.14)



## 施策の方向性3 認知症高齢者の地域での日常生活・家族支援の強化

### (1) 基本的な考え方

認知症になっても安全に安心して暮らし続けるためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。

そのため、認知症の人に密接に関わる医療・介護スタッフはもちろんですが、多くの市民に、認知症のことについて学んでもらう機会を創り出すことが重要です。

また、支援する側からの考えだけではなく、認知症の人の考えを出来る限り尊重し、本人の希望に沿った支援を行うことも重要であり、認知症の人の居場所づくりや安全対策のさらなる充実、市民に身近なところでの相談体制の構築にも取り組まなければなりません。

本市では、地域包括支援センターが、相談及び関係機関との連携において中心的な役割を果たしていくことが期待されていますが、今後、複雑かつ多様化する課題に対して適切に対応するために、その体制強化を図ることが必要です。

さらに、認知症の人への支援だけでなく、介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減（レスパイトケア）も、様々な立場の支援者が連携して取り組むべき大きな課題であり、介護保険や公的なサービス等とあわせて、地域社会全体で認知症高齢者とその家族を支える環境づくりが重要です。

### (2) 認知症の正しい知識の普及促進

認知症の人の地域での生活を見守り、支えていくためには、認知症の人に関わる全ての人が認知症を正しく理解し、適切に対応できるようになることが重要です。

そのため、認知症の人を支援する際の参考となるような様々な実例を紹介する等積極的な普及啓発を行います。

また、認知症に対する理解を広げるため、市民 10 万人が認知症サポーターになることを目指すとともに、すでに認知症サポーターとなっている人のスキルアップを図り、身近なところで困っている認知症の人に対して手を差し伸べることができる環境づくりに取り組みます。

### 【具体的な取り組み】

No.	事業名 (担当課)	事業概要
19	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。 また、サポーターメール配信の周知や、フォローアップ研修を実施し、サポーターの活動機会の拡大に取り組みます。 【認知症サポーター養成数（累計）】 25 年度：43,998 人⇒29 年度：70,000 人

再	地域リハビリテーション連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)	(再掲 No.16)
㊦ 再	徘徊搜索模擬訓練普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.25)
再	認知症啓発・早期発見事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.2)

### (3) 介護家族への支援

認知症の人を介護する家族の負担を軽減するためには、身近なところで家族の訴えを受け止め、適切な相談・支援を行うための仕組みづくりが重要です。

また、医療や介護の関係者が互いの役割・機能を十分に理解し、連携して対応する体制の構築や介護者同士の交流の輪を広げていくことも必要です。

そのため、高齢者見守りサポーター事業や認知症コールセンター事業、専門職による実践的な介護・介助に関する介護教室等の充実に取り組みます。

#### [具体的な取り組み]

No.	事業名 (担当課)	事業概要
㊦ 再	認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.34)
20	高齢者見守りサポーター派遣事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、研修を受講したボランティアが高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。 【サービス利用登録者数】 25年度：58人⇒29年度：90人
21	認知症コールセンター (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人やその家族がかかえる不安や悩みなどが気軽に相談できるよう、認知症介護経験者等が対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族への精神面での効果的な支援を行います。また、認知症に限らず、介護する家族が抱える悩みにも対応することを検討します。 【相談件数】 25年度：311件⇒29年度：300件

22	認知症介護家族交流会事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症の介護について学び合うための交流会を開催していきます。 【交流会開催回数】 25年度：年6回開催⇒29年度：年6回開催
再	認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.19)
再	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.31)
再	地域包括支援センター運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.36)
23	「介護マーク」普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	外出先で介護していることを示す「介護マーク」を在宅で介護している家族等のうち希望者に配布し、周囲から受ける偏見や誤解の目の解消を図ります。
24	介護教室の開催 (保健福祉・障害福祉センター)	実践的な介護・介助方法や介護の心得などについて介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歩行訓練士などが指導します。

#### (4) 認知症高齢者の安全確保

認知症による行動・心理症状の一つとして『徘徊』があります。北九州市内の警察署が行方不明者届を受理した件数のうち、認知症が原因と思われるものも多数あり、その中には、自力で帰宅された人や無事に保護された人もいますが、今もなお行方不明の人や、亡くなって発見される人もいます。

こうした状況を改善していくため、関係機関はもとより、地域や民間企業・団体等と連携して認知症高齢者の安全対策に取り組みます。

また、認知症高齢者の「徘徊」行動を市民によく理解してもらうため、徘徊搜索模擬訓練を各区で進めていくとともに、行方不明になった人の情報を認知症サポーター等に電子メールで連絡し、搜索協力を依頼する「認知症サポーターメール」の登録者数を増加し、行方不明者の早期発見・早期保護につなげる等、認知症高齢者の安全確保に取り組みます。

〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
25	<b>徘徊搜索模擬訓練普及事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	認知症高齢者等が行方不明になったという設定のもと、地域が一体となって搜索活動の訓練を行えるよう取り組みを推進し、徘徊高齢者の早期発見につなげます。 【模擬訓練実施区の拡大】 29年度：7区
26	<b>徘徊高齢者等位置探索サービス事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	GPSを利用した24時間365日対応の位置探索システムにより、徘徊高齢者等を介護している家族からの依頼に基づき、現在地の情報を家族へ提供します。 【サービス利用登録者数】 25年度：85人⇒29年度：120人
27	<b>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	徘徊高齢者の早期安全確保のために、警察、認知症サポーター、タクシー会社等と連携したネットワークの構築を行います。 また、メール配信登録者数の増加を目指します。 【登録者数】 25年度：933人⇒29年度：1,100人
28	<b>徘徊高齢者等一時保護事業</b> (保健福祉・認知症対策室)	徘徊行動により保護された高齢者等が、身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全確保を図ることを目的とします。
29	<b>民生委員活動支援事業</b> (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	民生委員は、地域において、高齢者への声かけや見守りなど、地域福祉活動における中心的な役割を担っています。少子高齢化の進行や、単身世帯の増加等の社会情勢の変化により、支援が必要な人が増加しており、民生委員への期待と負担が増加しています。今後、活動しやすい環境づくりを目指し、支援の充実を図ります。
30	<b>緊急通報システム事業</b> (消防・予防課)	在宅の高齢者や重度障害者等の家に緊急通報装置を設置し、緊急事態が生じた際、24時間体制の消防指令センターへ通報されるとともに、地域の協力員による援助を得て救助に当たる等、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。

再	北九州市オレンジ会議開催 (保健福祉・認知症対策室)	(再掲 No.50)
再	いのちをつなぐネットワーク事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	(再掲 No.51)

#### (5) 地域での日常生活の支援

認知症の人やその家族が日常生活を送るうえで、地域での見守りや相談支援体制の構築が重要です。

そのため、認知症に関して医療・介護・地域の連携の中心的な役割を担う認知症地域支援相談員の配置や、認知症の人とその家族が地域住民等と一緒に交流する「認知症カフェ」の普及促進を図ります。

また、医療・介護サービス等の社会資源の情報を整理し、パンフレットやホームページ等で積極的に情報発信するとともに、こうした社会資源をどのように活用すればよいのか、認知症の人やその家族、地域関係者等が分かるように、「認知症ケアパス」の作成・普及に取り組めます。

#### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
31	認知症地域支援推進員 (保健福祉・認知症対策室)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療・介護・行政などのネットワークのコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置します。 【認知症地域支援推進員配置数】 25年度：1人⇒29年度：2人
⑨ 32	地域相談支援事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	地域の見守り・支援を強化するために、地域支援コーディネーターが地域に出向き、福祉協力員等の身近な地域での支え手の発掘や互助活動を支援します。 【地域活動の普及・啓発事業】 29年度：12,480人
⑨ 33	認知症ケアパス作成普及事業 (保健福祉・認知症対策室)	認知症の進行度に応じた、適切なサービスの流れを確立させるため、「認知症ケアパス」を作成し、普及を図ります。

<p>⑩ 34</p>	<p>認知症カフェ普及促進事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症の人を支える取り組みやつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、集う場である「認知症カフェ」の普及を促進します。 【認知症カフェ運営箇所数】 29年度：7区</p>
<p>再</p>	<p>認知症サポーターキャラバン事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 No.19)</p>
<p>35</p>	<p>認知症に関する実態調査 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>認知症の人(若年性認知症を含む)や家族介護者の実態・ニーズ及び医療機関や介護事業者の状況を把握するなど、今後の認知症対策の基礎資料を得ることを目的とした実態調査を行います。</p>
<p>⑩ 再</p>	<p>認知症初期集中支援事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 No.14)</p>
<p>再</p>	<p>認知症疾患医療センター運営事業 (保健福祉・認知症対策室)</p>	<p>(再掲 No.15)</p>
<p>⑩ 再</p>	<p>在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>(再掲 No.41)</p>



## 施策の方向性4 身近な相談と地域支援体制の強化

### (1) 基本的な考え方

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加に伴い、相談内容が複雑かつ多様化し、在宅医療や認知症対策、虐待対応等、高度な専門性が必要な案件が増加しています。また、家族等による日々の支援がないため、生活上の些細な困りごとを支えることが必要な高齢者も増加しています。

高齢者が出来る限り住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・地域関係者の連携を強化し、身近なところで気軽に相談できる体制づくりを進めます。また、高齢者に適切なサービスを提供できるように、地域包括支援センター職員がより多くの専門職と連携し、スキルアップとともに地域特性を活かしたサービス提供の充実に取り組みます。

### (2) 地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談と支援体制の充実

高齢者の複雑かつ多様化する相談に適切に対応するため、地域包括支援センターの機能強化、相談体制のさらなる充実に図ります。

高齢者が身近な地域で気軽に相談できるように、地域包括支援センター職員が市民センターに巡回して相談を受ける窓口（地域包括支援センターブランチ）を順次設けるなど、重層的な相談支援体制づくりを進めます。また、地域包括支援センターで地域ケア会議を開催し、事例検討を通じて地域に共通する課題を発見・把握し、会議の積み重ねを通じて地域関係者等とのネットワークの構築を推進します。

### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
36	地域包括支援センター運営事業 (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、相談窓口としての周知をより一層図りつつ、全ての市民センターを巡回し、曜日を決めて、高齢者や家族、関係者などからの、保健・医療・福祉や権利擁護に関する幅広い相談に応じます。相談には、自宅を訪問するなど迅速に対応するとともに、「老老介護」などの家族介護のアセスメントや地域ケア会議の開催などを通じて、適正にケアマネジメントを実施します。また、関係機関や地域団体、区役所などと適切に連携し、多くの専門職やNPOやボランティアによる支援にも結びつけ、地域包括ケアシステム構築を中心となって推進します。 【地域における啓発活動】 25年度：20,435人⇒29年度：27,000人 【地域包括支援センター相談件数】 25年度：179,974件⇒29年度：188,000件

37	<b>高齢者住宅相談事業</b> (保健福祉・高齢者支援課)	各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々への在宅生活を支援します。
38	<b>介護サービス相談員派遣事業</b> (保健福祉・介護保険課)	介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。 <b>【派遣施設・事業所数】</b> 25年度：102箇所⇒29年度：130箇所
39	<b>心配ごと相談所運営委託事業</b> (保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)	高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、区役所や生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置します。 <b>【心配ごと相談所での相談件数】</b> 25年度：1,129件⇒29年度：700件
40	<b>出張所の機能強化</b> (市民文化スポーツ・区政課)	市民サービスの向上を図るため、大里、曽根、島郷、折尾、上津役、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。 <b>【各出張所の保健福祉相談窓口における相談件数】</b> 25年度：27,794件⇒29年度：30,000件

### (3)保健・医療・福祉・地域の連携強化

今後、増加が見込まれる高齢者の在宅での療養生活を支えるため、在宅医療・介護連携の中核的役割を担う「在宅医療連携拠点」を設置し、在宅医療と介護の連携をさらに推進していきます。

また、保健・医療・福祉関係者、地域住民、行政などが連携しながら、「在宅介護」、「認知症対策」、「健康づくり」など、様々な課題に主体的に取り組む体制づくりを進めます。

#### 〔具体的な取り組み〕

No.	事業名 (担当課)	事業概要
<p>④ 41</p>	<p>在宅医療・介護連携推進事業 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>在宅医療連携拠点を整備し、在宅医療に関する専門相談への対応や多職種連携（情報共有の仕組みづくり、多職種連携研修など）の推進にかかる取り組みを行います。また、在宅同行訪問研修や円滑な退院調整への支援を実施し、病院と在宅医療提供機関との連携を推進します。さらに、在宅医療にかかる診療所等の情報集約、在宅医療従事者研修、普及啓発講演会等を実施し、人材育成と普及啓発を図ります。あわせて、在宅医療連携拠点の評価を行う仕組みの導入を検討するほか、在宅医療資源調査等を活用し、評価指標・目標値を設定するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。</p> <p>【在宅看取り率】 25年度：11.7%⇒29年度：13.0%</p>
<p>42</p>	<p>かかりつけ医の普及啓発 (保健福祉・保健医療課)</p>	<p>身近な地域で、日常的な診療、健康相談や保健指導等を行うとともに、必要に応じて、適切な医療機関や専門医を紹介してくれる「かかりつけ医」について、市民に分かりやすく普及啓発を図っていきます。</p> <p>【かかりつけ医を決めている人の割合 ※北九州市高齢者等実態調査】 25年度：84.9%⇒28年度：86%</p>

43	<b>かかりつけ歯科医の普及啓発</b> <small>(保健福祉・健康推進課)</small>	<p>歯科保健医療は、「食べること」や「話すこと」を通して、生きていくうえでの基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しており、その普及啓発を行い定着を図ります。</p> <p>【かかりつけ歯科医を決めている人の割合（対象：一般高齢者）】  25年度：76.9%⇒29年度：80.0%</p>
44	<b>かかりつけ薬剤師等啓発事業</b> <small>(保健福祉・医務薬務課)</small>	<p>市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師を持つことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、ジェネリック医薬品などについて周知するため、「くすりセミナー」を実施します。</p> <p>【くすりのセミナー実施回数】  25年度：11回⇒29年度：15回</p>
再	<b>認知症の早期発見・早期対応促進事業</b> <small>(保健福祉・精神保健福祉センター)</small>	<p>(再掲 No.13)</p>
45	<b>保健・医療・福祉・地域連携システムの推進</b> <small>(保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課)</small>	<p>子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を、世代を超えて地域で支えていく取り組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。</p>
再	<b>地域リハビリテーション連携推進事業</b> <small>(保健福祉・保健医療課)</small>	<p>(再掲 No.16)</p>